

平成30年度

公益社団法人 島根県林業公社

職 員 採 用 案 内



島根県林業公社では、このような人材を求めています

- 循環型林業確立に向けた林業経営に意欲と能力のある人
- 林業経営を取り巻く情勢や地域の皆さんの声に敏感である人
- よく考え、よく議論し、創意工夫が出来る人
- 何事にもチャレンジ精神を持って取り組む人
- 森林・林業や環境保全に興味がある人

※あなたのフィールドがここに 있습니다！！

皆様の受験をお待ちしております！

1. 林業公社の成り立ち

1. 国の政策

昭和の前半は、戦中・戦後の木材需要の急増に伴い、森林伐採が拡大しました。このため、国は「拡大造林政策」を推進しました。

◆「拡大造林」とは

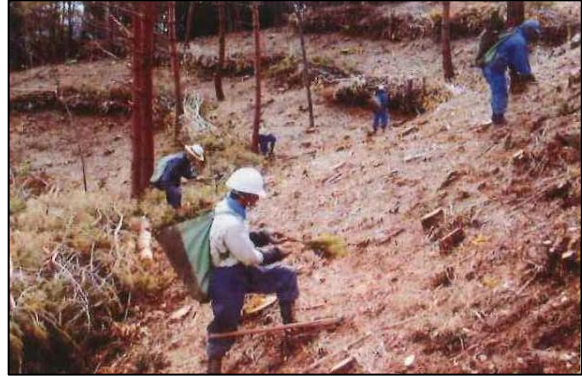
主に広葉樹からなる天然林を伐採した跡地にスギ・ヒノキなどの針葉樹を植えること。

■大規模伐採による荒廃した森林



公益社団法人 国土緑化推進機構より提供

■新植作業



国は、拡大造林政策を進めるため、昭和33年に「分収林特別措置法」を制定しました。法律制定後、全国38都道府県に44公社が設立され、分収方式による人工造林が始まりました。

なお、島根県造林公社（設立当初の名称）は、昭和40年6月に設立されました。

2. 設立目的と設立趣意

①設立目的

- 1) 造林・育林等森林整備に関する事業及び林業労働力確保の促進に関する事業
- 2) 森林資源の育成と森林の多面的機能の維持増進を図る
- 3) 農山村経済の振興、地域住民の福祉の向上に寄与する

②設立趣意（抜粋）

この公社の設立により、地域経済を将来にわたり潤すであろう造林地が造成されることはもちろん、この間にあって造成に要する公社資金の大部分は現金収入として地元住民の生活の糧となるばかりでなく、そこに新たな就労機会を与えることにより、ひいては農林業就労者を農山村に引き止める作用として働くことも期待され、このことを通じて農林業振興に寄与することができるといえよう。

このように造林公社により恵まれない農山村地域が受ける利益は計り知れないものがあると考えられる。

ここに県、市町村及び県森林組合連合会等が協力して組織する「社団法人島根県造林公社」を設立しようとするものである。

昭和40年3月

設立代表者
島根県知事 田部長右衛門

2. 林業公社の概要

1. 主な事業

- ①分収造林の促進に関する事業及び造林・育林等森林整備に関する事業
- ②林業経営、施業及び調査に関する事業及び森林、林業に関する普及・啓発
- ③農山村振興のための事業及び林業労働力の確保・育成に関する事業

2. 分収造林事業による林業経営

○目的

個人による管理・経営が困難な民有林を主体に、分収造林方式による計画的・組織的な造林・育林を実施し、森林資源の造成と、県土の保全、水資源の涵養等を通じて農山村経済の振興と地域住民の福祉の向上を図る。

○社員及び出資金

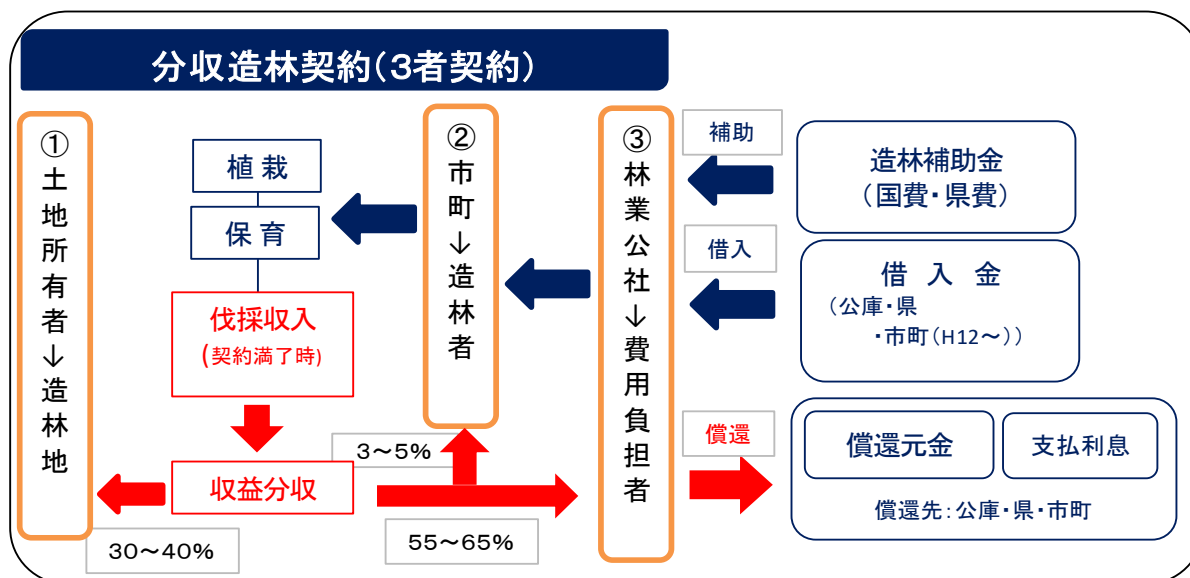
(単位：千円)

社 員	島根県	島前3町村除く16市町	島根県森林組合連合会	合 計
出資金	225,000	224,700	300	450,000

○分収造林契約の仕組み

林業公社の造林地は、「造林地所有者」、「市町（造林者）」、「公社（費用負担者）」の3者が分収契約を行い、造林木の売却時の収益を契約で定めた分収率により分配する仕組みとなっています。

○分収形態と資金等の流れ



○経営林面積（平成29年度末現在）

(単位：ha)

樹 種	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	合 計
面 積	8,309	10,224	2,251	20,784

【参考 ①隠岐の島町の総土地面積：24,295ha

○契約団地数 1,900団地

○延べ契約土地所有者数 約7,086人（当初契約時）

3. 林業労働力確保支援センター事業

○設置 平成9年7月（島根県指定）

○目的

農山村の過疎化、高齢化などにより、森林整備の担い手が減少傾向にあり、木材供給や森林管理に支障をきたすことが懸念されている。そのため、林業事業体の雇用改善、事業の合理化及び新規参入者の就業支援等、林業労働力の確保推進を支援する。

○現在の業務内容と予算措置

（1）林業労働力の確保のための活動（連携先：ふるさと島根定住財団、島根労働局）

- ①情報の提供
 - ②高校・大学生等の職場見学、作業体験会
 - ③事業体の経営・就労改善指導
 - ④就業フェア、共同説明会
- 【予算措置：島根県、全国森林組合連合会】

（2）林業就業支援講習の実施

- ①基本的な林業作業の講習
（刈払機、チェーンソーの作業講習、林内作業車・車両系建設機械の運転業務の講習、林業労働安全講習）
- 【予算措置：厚生労働省、島根県、みどりの担い手基金】

（3）「緑の雇用」研修等

- ①林業事業体に採用された従事者（1年目～3年目）を対象にした集合研修（技術、安全作業等）
 - ②林業事業体が実施するOJT研修の監督・検査
- 【予算措置：全国森林組合連合会】

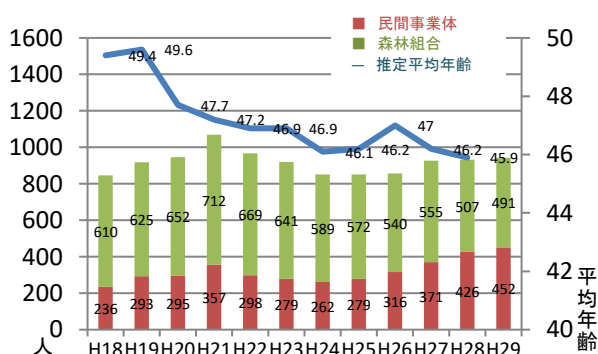
（4）高性能林業機械レンタル助成

- ①林業事業体（認定事業体）が使用する高性能林業機械のレンタル費用助成
- 【予算措置：島根県】

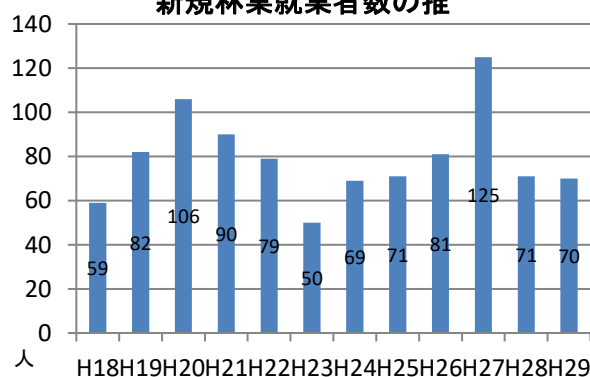
（5）林業就業促進資金（無利子）の貸付

- ①就業研修資金（農林大学生など）
 - ②就業準備資金（新規就業者）
- 【予算措置：島根県】

林業労働力の推移



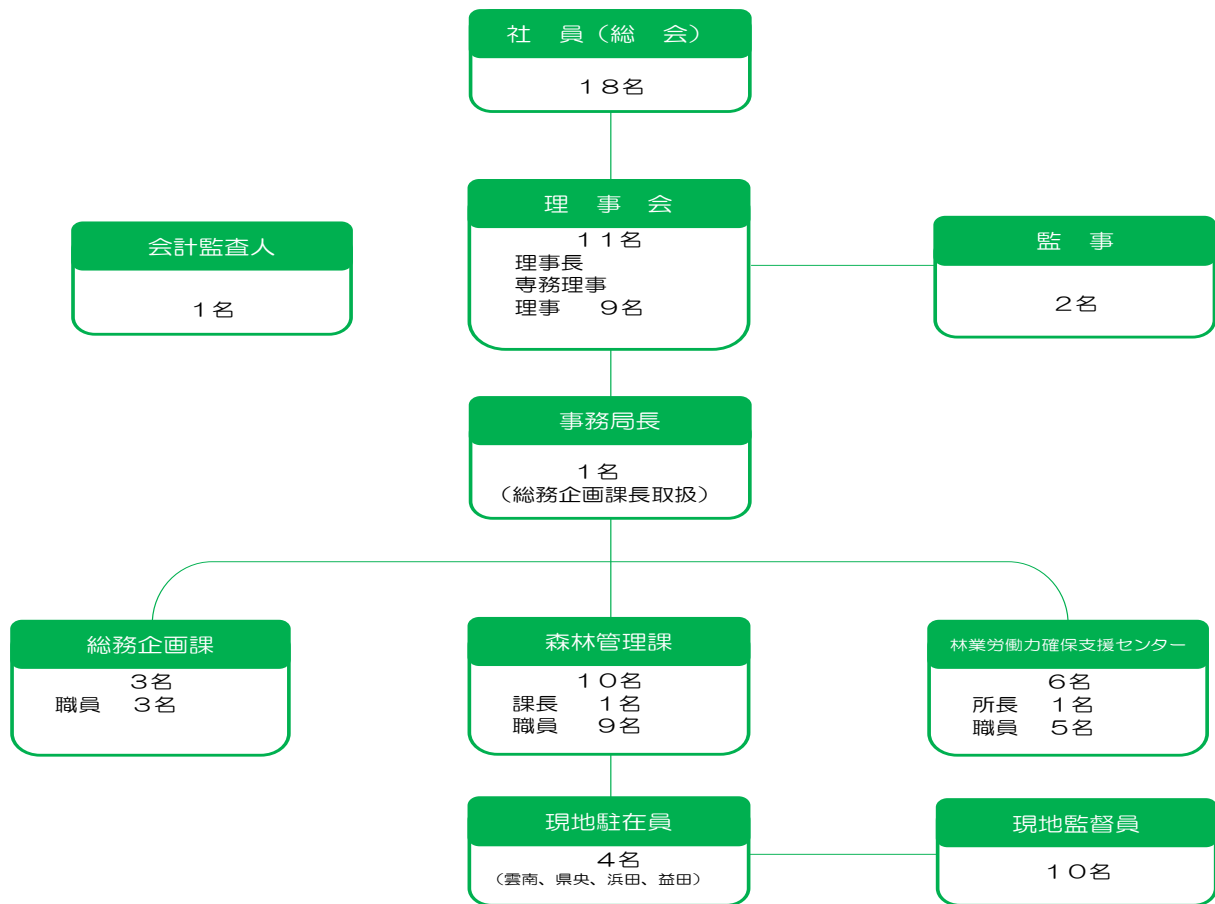
新規林業就業者数の推



3. 林業公社の組織

1. 組織体系

(平成30年4月1日現在)



2. 業務内容

森林管理課

分収造林事業による以下の林業経営に関する業務を担当します。

- ・林業公社経営林（分収造林契約地）の保育管理（下刈り、間伐等）、収穫事業の計画・設計・積算・事務契約、施工管理、現場の指導監督等に関すること
- ・林業公社経営林の契約地管理及び資源調査等に関すること
- ・分収造林の契約事務等に関すること

採用予定者配属先

労働力確保支援センター

林業労働力確保支援センター事業による以下の林業労働力の確保・育成に関する業務を担当します。

- ・林業労働者等に対する技術研修の実施や林業事業主に対する雇用改善や経営改善などの指導・研修会の実施に関すること
- ・新規就業希望者に対する情報提供や就業相談会の開催に関すること
- ・新規就業者等に対する就業準備資金の貸付業務に関すること

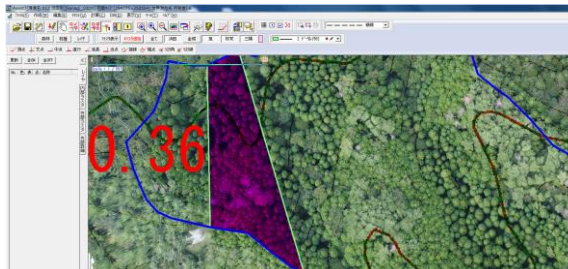
総務企画課

林業公社の法人運営に関する以下の業務を担当します。

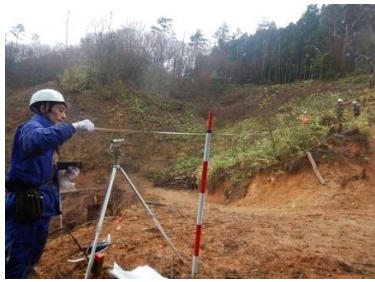
- ・財務諸表の作成や資金、森林資産等の管理、予算編成に関すること
- ・総会、理事会の運営事務、公益法人に関すること
- ・職員の給与・社会保険事務等に関すること

○森林管理課はこんな仕事をしています

- ①造林地の現況調査や保育・収穫事業対象地の森林資源調査を行い、GISにより管理します。



- ②保育や収穫事業の計画・設計・積算・施工管理・現場の指導監督等を行います。



- ③林業専用道等路網の計画・設計・積算・施工管理・現場の指導監督等を行います。



- ④林業経営に必要な専門的技術を習得し、普及・啓発するため、現地研修会や講習会を企画します。



4. 分収造林事業について

林業公社は、現在「第4次経営計画（H26～H35）」に基づき、収穫事業を実施することにより木材販売収入を確保し、新規借入の抑制や利息負担の軽減など経営改善に取り組んでいます。

また、安定的な木材生産・供給による県内需要への対応や地域雇用、経済への貢献、収穫伐採後の確実な更新による公益的機能の持続的発揮をすることにより公的セクターとしての役割を果たしていきます。

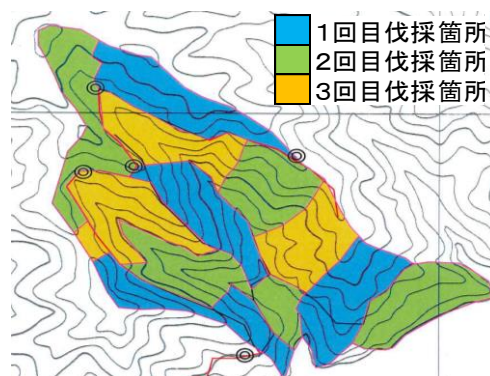
1. 収穫による「地域貢献」と「木材販売収入の確保」

今後、公社造林地は、収穫可能な50年生以上の造林地が増加していきます。林業公社が行う収穫伐採は、ひとつの森林を20年程度の期間をかけて3回に分けて伐採します。

この方法は、造林地を一度に伐採する皆伐に比べて自然災害の抑制など森林の公益的機能の高度発揮につながります。

また長期にわたり木材を供給できるため、林業・木材産業の振興と地域雇用への貢献を持続的に果たすことができます。

生産した木材は、建築用材や合板用材のほか、チップ材についても、積極的な供給を行い、木材販売収入の増大を図ります。



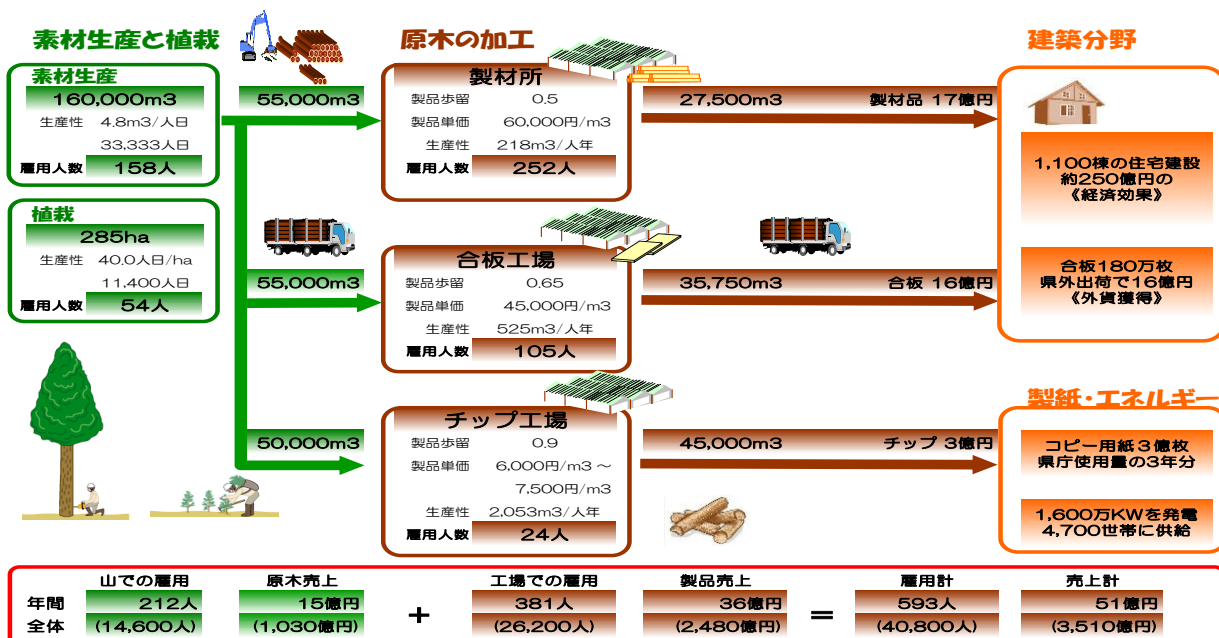
【雇用・経済効果】

林業公社事業終了の平成95年度までの期間中（約70年間）

○雇用創出 年間593人（累計40,800人 [延べ810万人日]）

○経済効果 年間51億円（累計3,510億円） * 製材品等含めた売上

※林業公社経営林からの総生産量を1,100万m³、年間の生産量を16万m³として試算



2. 木材生産に必要な林業用道路の整備

木材生産は昔に比べて、大型の高性能林業機械を使って行われるようになりました。

そのため現在は、機械が効率よく稼働し、10tトラックが通行可能な道路を作り、木材生産や輸送コストの低減が必要不可欠です。

林業公社は、重要な生産基盤となる林業専用道を直営で開設すると共に、県・市町などと連携して地域一体的な路網整備を進めます。



昔は木馬による集材を行っていました。
命の危険を伴う重労働でした。

今は高性能林業機械と呼ばれる機械により作業を行います。
効率的で安全な作業ができるようになっています。

3. 循環型林業の確立に向けた取り組み

島根県は、「木を伐って、使って、植えて、育てる」という循環型林業の実現を目指しています。

林業公社としましても、引き続き森林の持つ様々な役割が発揮されるように持続可能な林業経営を実践します。収獲事業施行地（伐採跡地）には、着実な更新を図るため、低コスト更新技術等を活用した植栽を行い、契約期間内は、下刈りなどの保育作業を行っていきます。



5. 林業公社が果たしてきた役割（地域雇用・経済・公益的機能）

1. 林業公社造林地の概要

（平成30年3月31日現在）

人工造林面積

2万1千ヘクタール

島根県内の人工林
面積の約11%を占
めています

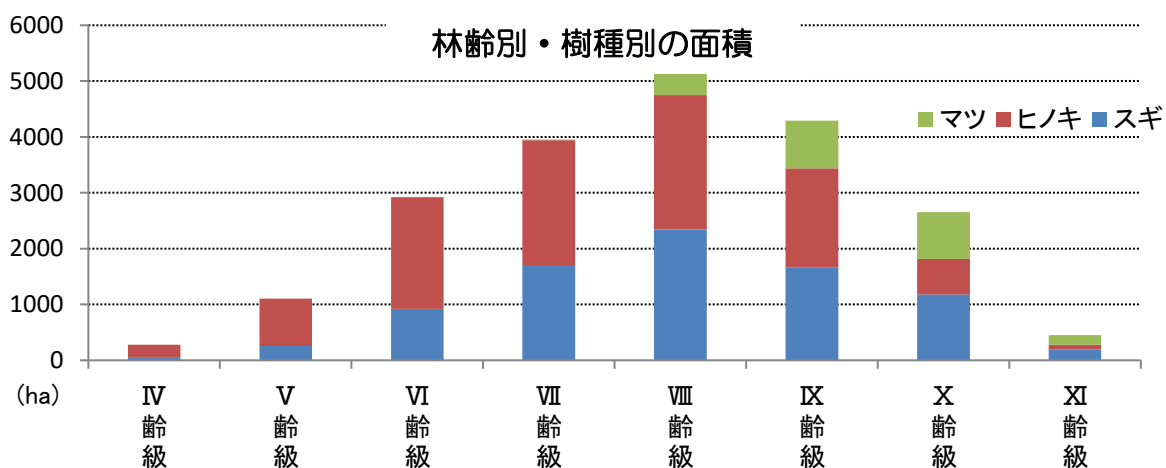
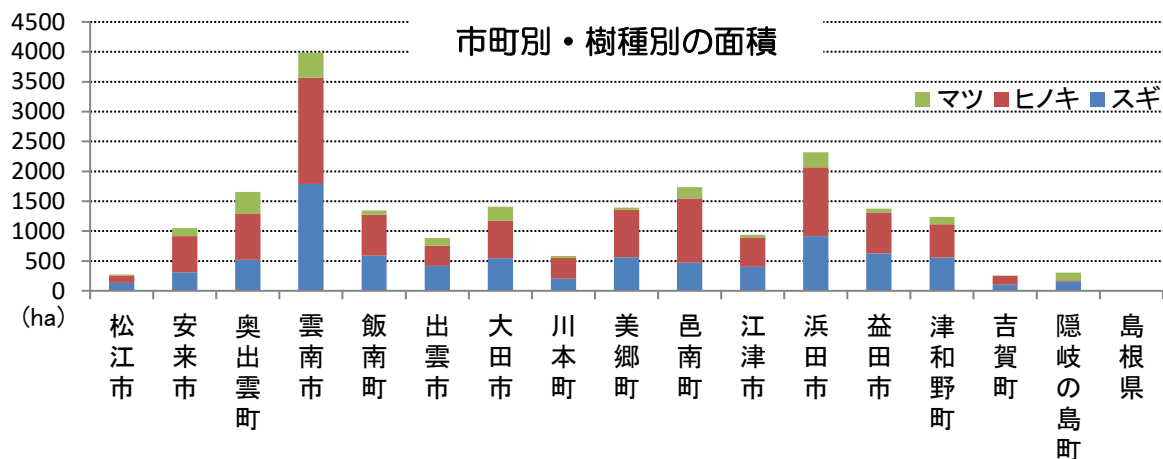
契約団地数

1,900団地

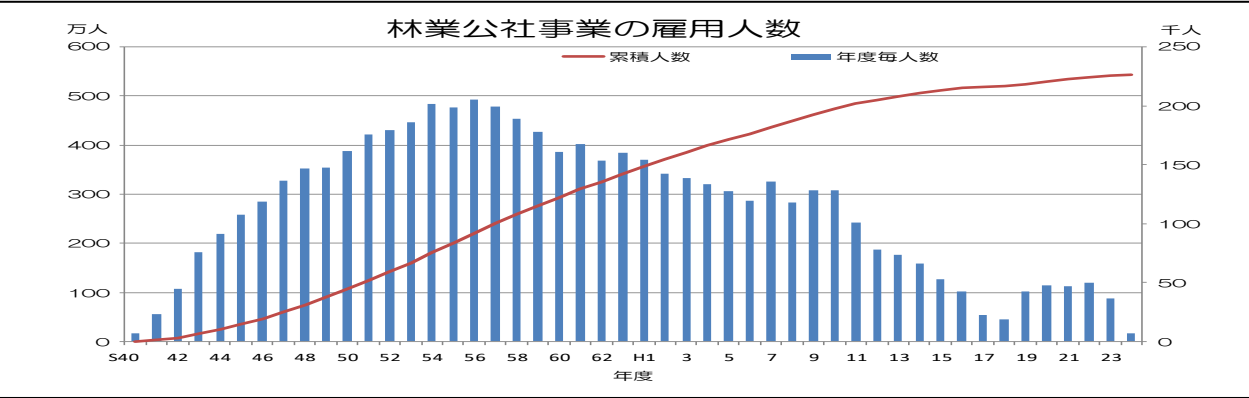
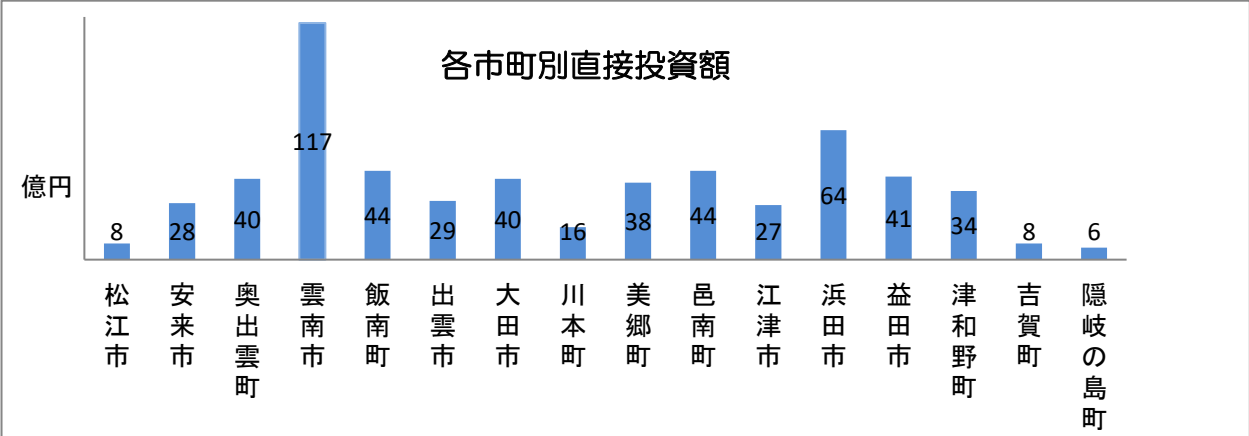
契約土地所有者数

5,726人
（延べ7,086人）

林業公社は、これまで森林所有者個人では造林を行うことが困難な奥地など条件不利地域を主体に、昭和40年から平成14年までの38年間にスギ・ヒノキ・マツを造林しました。設立当初は、マツの造林が盛んに行われました。その後スギ・ヒノキの造林が中心となりました。昭和40年代の契約地では収穫期を迎えつつあり、地域への木材供給、雇用創出などの役割発揮が期待されています。



林業公社は昭和40年の設立以降、現在に至るまで、拡大造林や保育事業を行ってきました。その事業費の大半が賃金として、県内の中山間地域へ投資されてきました。その結果、累計約543万人日の雇用を創出し、農山村経済の振興に大きな役割を果たしてきました。



2. 林業公社経営林の公益的機能の評価額 （平成30年3月31日現在）

公社造林地 約2万1千haは、洪水や濁水を緩和する働きや、土砂災害を防止する働きがあり、その効果は、毎年676億円に及ぶと評価されています。

機能の種類	評価額	役割
水源かん養機能	水の貯留 78 億円	森林への土壌が、降水を貯留し河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、濁水を防ぎ、さらにその過程で水質を浄化する役割
	洪水の防止 63 億円	
	水質の浄化 116 億円	
	計 257 億円	
土砂流出防止機能	274 億円	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制する役割
土砂崩壊防止機能	66 億円	森林が根系を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ役割
保健休養機能	6 億円	森林が人に安らぎを与え、余暇を過ごす場として果たしている役割
野生鳥獣保護機能	31 億円	森林が果たしている野生鳥獣の生息の場としての役割
大気保全機能	二酸化炭素吸収 10 億円	森林がその成長の過程で二酸化炭素を吸収し、酸素を供給している役割
	酸素供給 32 億円	
	計 42 億円	
合計	676 億円	

※出典：「平成13年度日本学術会議（答申）」評価方法を基に試算

6. 勤務条件・福利厚生等

1. 主な勤務地

島根県松江市黒田町432-1 島根県土地改良会館 島根県林業公社

2. 勤務条件等

林業公社は、島根県から出資金や補助金などさまざまな支援を受けて事業を行っている島根県の外郭団体です。

給与や休暇などの条件は、島根県の条例や規則などを準用し定めています。

●勤務時間・休日

原則として、勤務時間は8:30～17:15、休日は毎週土・日、祝日、年末年始です。

●休暇

年次有給休暇は1年間に20日（4月に採用された場合、その年は15日）で繰越制度もあります。この他にも、夏季休暇、慶弔休暇などの特別休暇や育児休業などの休業制度もあります。

●初任給

平成30年度の新規卒者の初任給月額および6月・12月に支給される期末・勤勉手当（民間企業の賞与などに相当するもの）の支給割合は下表のとおりです。初任給月額は（ ）内の学歴、年齢の場合を例にとっていますので、卒業後に職歴がある場合には、一定の基準で加算されます。このほか、状況に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等の諸手当が支給されます。

試験の種類・試験区分	初任給月額	期末・勤勉手当支給割合		
		種類	6月	12月
大学卒業程度（大学卒22歳）	181,711円	期末手当 勤勉手当	1.10ヶ月 0.825ヶ月	1.30ヶ月 0.875ヶ月

3. 福利厚生

※入社して最初に支給される6月の期末・勤勉手当は、在職期間により調整があります。

●島根県公社事業団等職員互助会

公社等の14団体に勤務する常勤役員と職員を会員として組織した「島根県公社事業団等職員互助会」に加入しています。

この互助会は、会員とその被扶養者の相互共済と福祉の増進を図るため、下表の給付事業、貸付事業、福利事業を実施しています。

事業名	給付の種類	
給付事業	医療費	出産費助成金
	子宮がん乳がん検診助成金	
	傷害見舞金	災害見舞金
	予防接種助成金	他 10
貸付事業	一般貸付	入学・修学資金
	住宅資金	他 3
福利事業	生命保険の団体取扱	

4. 研修制度

●階層別・選択研修

島根県公社等協議会や島根県自治研修所の研修や勤務年数、年齢などに応じた研修を受講し、公社職員としての基礎的、専門的知識や心構えなどについて学びます。

県が主催する林業技術研修に参加し、島根県の林業施策や林業技術者としての専門的知識を学びます。

●派遣研修（研修期間2年程度）

職員の資質向上や専門的な知識、技術の習得を図るため、島根県農林水産部林業関係課並びに地方機関への派遣研修があります。

5. 必要な資格

採用にあたり必要な資格はありません。林業公社では、林業経営に必要な専門的知識の向上を図るため、経験や年齢に応じた資格の取得支援を計画的に行っています。



公益社団法人 島根県林業公社

〒690-0876

島根県松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階

TEL 0852-32-3185 (代表)

FAX 0852-21-4375

email kousha@forestry-shimane.or.jp